

静岡県 の 給与 ・ 定員 管理 等 について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の 人件費率
22年度	人 3,760,801	千円 1,123,934,805	千円 6,974,691	千円 379,530,053	% 33.8	% 32.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	人 37,668	千円 174,099,614	千円 36,019,724	千円 62,454,643	千円 272,573,981	千円 7,236	千円 7,098

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

(注) 2 職員数は、平成 22 年 4 月 1 日現在の人数である（臨時講師を除く。）。

(注) 3 給与費計には臨時講師分が含まれている。

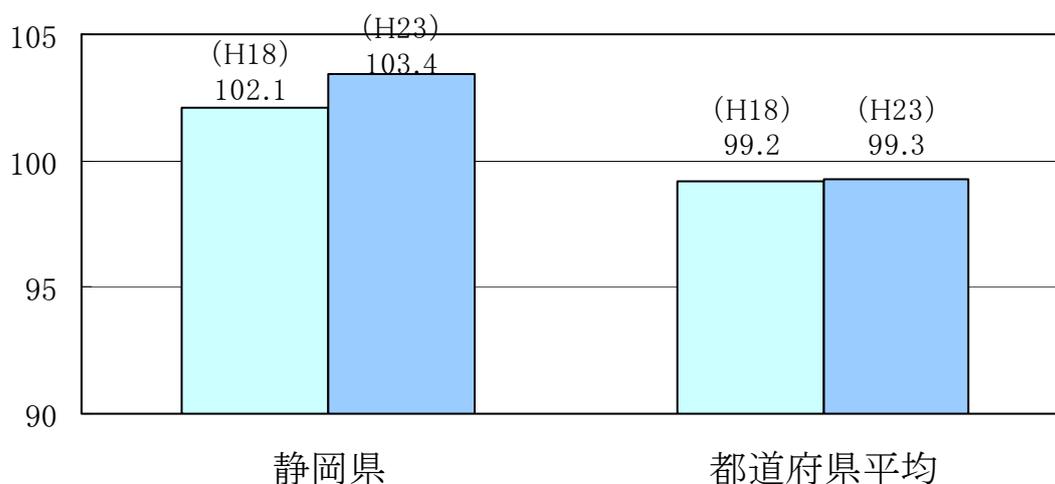
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
22年度	人 39,728	千円 174,099,614	千円 36,019,724	千円 62,454,643	千円 272,573,981	千円 6,861

(注) この表は、(2)の給与費計には臨時講師分が含まれており、職員数には臨時講師分は含まれていないため、平成 22 年 4 月 1 日現在の臨時講師の人数 2,060 人を含んで算出したものである。

(3) 特記事項

空欄としている事項については後日掲載予定

(4) ラスパイレス指数の状況（各年 4 月 1 日現在）



(注) ラスパイレス指数とは、地方公共団体の一般行政職の給料月額と国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を、学歴経験年数別にラスパイレス方式により対応させて比較し算出したもので、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

【参考】地域手当補正後ラスパイレス指数

(平成23年4月1日現在)

102.0

※「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数である。

※「地域手当補正後ラスパイレス指数」は、地域手当の支給率のみで国と比較しているため、実際の支給額で比較した場合と算出結果が異なる。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
	円	円	円	%	%	%
23年度	389,710	390,458	▲748 (▲0.19%)	▲0.19	▲0.19	▲0.23

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
	月	月	月	月	月	月
23年度	3.97	3.95	0.02	—	3.95	3.95

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 一般行政職給料表の状況(平成23年4月1日現在)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1号給の 給料月額	136,630	187,212	224,594	263,890	291,397	323,036	368,983	416,138	470,246	536,043
最高号給の 給料月額	245,552	311,549	359,108	398,102	410,798	433,066	461,883	484,151	544,406	577,254

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成23年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
静岡県	42.7歳	347,627円	440,922円	382,514円
国	42.3歳	327,205円	—	397,723円
都道府県平均	43.7歳	339,183円	425,668円	380,235円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
静岡県	52.4歳	299人	339,543円	385,765円	361,964円	—	—	—	—
うち用務員	53.4歳	170人	329,560円	360,209円	350,441円	用務員	57.8歳	290,017円	1.24
うち運転手	52.5歳	33人	362,514円	457,921円	390,679円	自家用乗用自動車運転手	52.4歳	403,880円	1.13
うち守衛	46.4歳	4人	345,556円	430,581円	393,575円	守衛	53.3歳	410,500円	1.05
うちその他技能労務職	50.7歳	92人	349,490円	405,159円	371,873円	—	—	—	—
国	49.5歳	3,689人	283,862円	—	321,662円	—	—	—	—
都道府県平均	49.8歳	376人	332,500円	389,984円	365,792円	—	—	—	—

※民間データは、静岡県人事委員会が行った「平成23年職種別民間給与実態調査」において公表されているデータを使用している。

※職種別民間給与実態調査における調査対象従業員は、常時勤務する従業員のうち、期間を定めず雇用されている者とし、臨時の者を除いている。

【参考】

区分	民間			参考	参考		
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (C)	A/C	年収ベース（試算値）の比較		
					公務員 (D)	民間 (E)	D/E
静岡県	—	—	—	—	—	—	—
うち用務員	用務員	53.8歳	209,700円	1.72	5,644,139円	2,943,200円	1.92
うち運転手	自家用乗用自動車運転手	58.4歳	189,100円	2.42	6,988,858円	2,620,200円	2.67
うち守衛	守衛	58.9歳	279,200円	1.54	6,646,021円	4,125,100円	1.61
うちその他技能労務職	—	—	—	—	6,369,980円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成18年～20年の3ヶ年平均）

※賃金構造基本統計調査における労働者とは、労働基準法第9条にいう労働者をいい、臨時労働者（常用労働者に該当しない日々又は1か月以内の期間を定めて雇われる労働者のうち、4月又は5月に雇われた日数がいずれかの月において17日以下の労働者）が含まれている。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（D）」及び「民間（E）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③高等（特殊・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
静岡県	44.3歳	399,679円	460,130円
都道府県平均	44.8歳	386,168円	447,080円

④小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
静岡県	44.1歳	389,970円	436,533円
都道府県平均	43.9歳	372,838円	426,886円

⑤警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
静岡県	39.1歳	335,304円	454,854円	367,022円
国	41.2歳	316,868円	—	367,972円
都道府県平均	39.4歳	324,966円	477,711円	370,694円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

(注) 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		静岡県	国
一般行政職	大学卒	180,158円	172,200円
	高校卒	145,598円	140,100円
技能労務職	高校卒	142,978円	—
	中学卒	130,181円	—
高等学校教育職	大学卒	201,217円	—
	高校卒	156,077円	—
小・中学校教育職	大学卒	201,217円	—
	高校卒	156,077円	—
警察職	大学卒	208,875円	200,000円
	高校卒	173,307円	158,100円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	277,153円	330,992円	374,296円
	高校卒	226,887円	278,960円	329,614円
技能労務職	高校卒	—	—	—
	中学卒	—	260,142円	268,041円
高等学校教育職	大学卒	324,084円	386,655円	419,163円
	高校卒	—	285,763円	325,714円
小・中学校教育職	大学卒	319,547円	379,697円	409,134円
	高校卒	—	—	—
警察職	大学卒	287,087円	348,443円	403,563円
	高校卒	254,855円	302,088円	363,370円

(注) 1 技能労務職・中学卒の経験年数 15 年の数値は、該当者が 3 人以下のため、経験年数 18 年の数値を記載している。

(注) 2 高等学校教育職・高校卒の経験年数 15 年及び 20 年の数値は、該当者が 3 人以下のため、経験年数 16 年、21 年の数値を記載している。

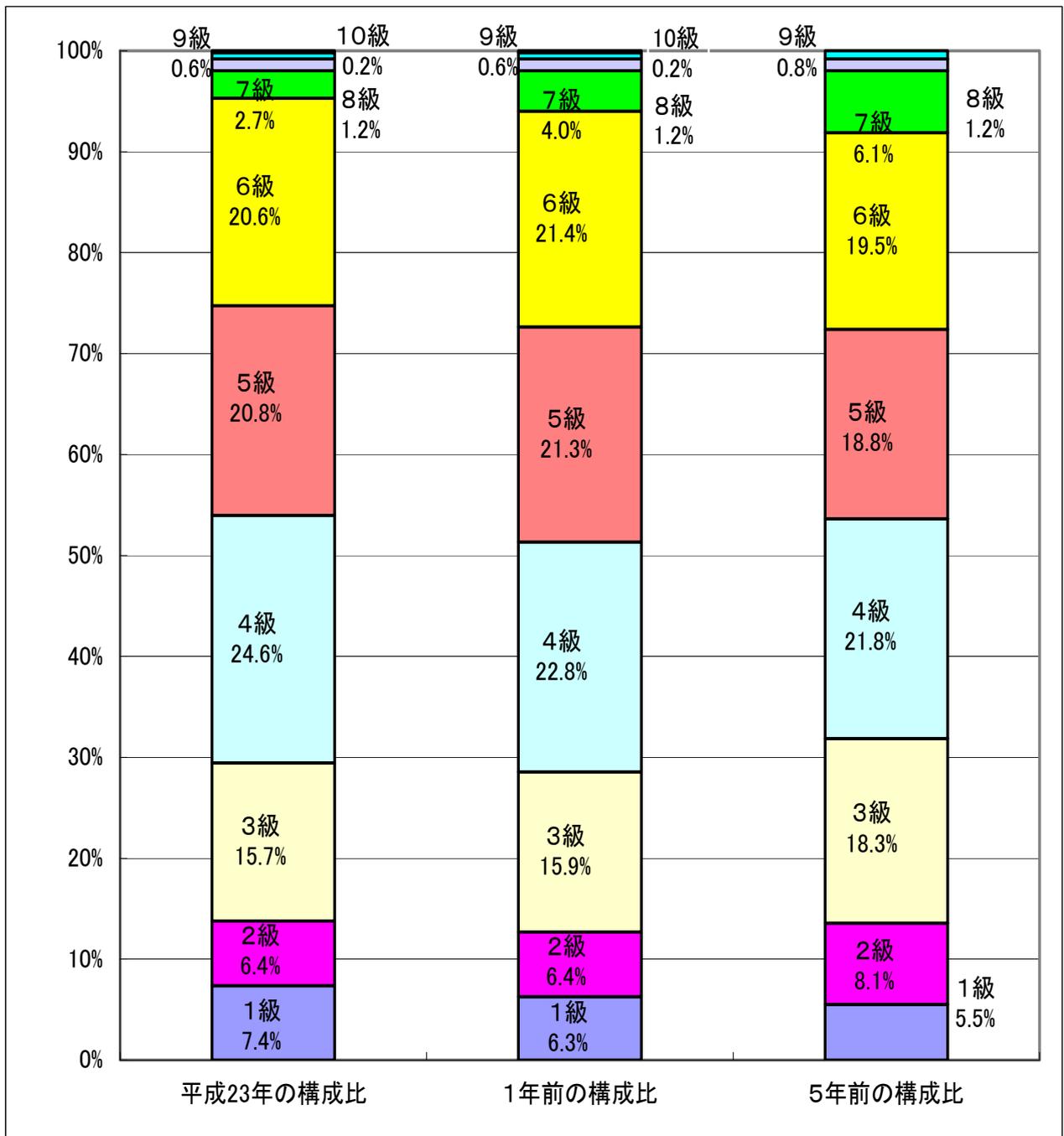
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
10 級	特に困難な業務を処理する本庁の部長	10 人	0.2 %
9 級	本庁の部長	37 人	0.6 %
8 級	本庁の局長	76 人	1.2 %
7 級	本庁の課長	175 人	2.7 %
6 級	本庁の参事 本庁の課長代理	1,354 人	20.6 %
5 級	本庁の班長、主幹	1,367 人	20.8 %
4 級	本庁の副班長、主査	1,620 人	24.6 %
3 級	本庁の主任	1,032 人	15.7 %
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、技師	420 人	6.4 %
1 級	定型的な業務を行う主事、技師	488 人	7.4 %

(注) 1 職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

(注) 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

知事部局等職員の昇給を平成 23 年 1 月 1 日付けで次のとおり実施した。

ア 特定職員

区 分	上 位	標 準	下 位
昇給号給数	4 号給以上	3 号給	2 号給以下
人員分布率	38.6%	58.8%	2.6%

イ 一般職員（特定職員以外の職員）

区 分	上 位	標 準	下 位
昇給号給数	5 号給以上	4 号給	2 号給以下
人員分布率	13.8%	80.3%	5.9%

※特定職員とは、行政職給料表の 6 級以上の職員（に相当する職員を含む。）で、かつ管理職手当の支給対象となる職員をいう。

※昇給号給数は、55 歳超の昇給抑制者以外の場合の号給数

※下位区分については、勤務した期間が短いことにより適用された者を含む。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

静 岡 県	国
1 人当たり平均支給額（22年度） 1,550 千円	—
(22年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参 考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

知事部局等においては、特定幹部職員（課長級以上の管理職）及び、特定幹部職員以外の職員をそれぞれ対象とした勤務成績評価を年 2 回行い、勤勉手当の成績率に反映している。

平成 23 年 6 月支給の勤勉手当の実績は次のとおりである。

ア 特定幹部職員

区 分	上 位	標 準	下 位
成績率	109.5/100～97/100	84.5/100	84.5/100 未満
人員分布率	36.2%	63.8%	0%

(注) 人員分布率は再任用職員を除いた割合である。

イ 特定幹部職員以外の職員

区 分	上 位	標 準	下 位
成績率	77.5/100～72/100	66.5/100	66.5/100 未満
人員分布率	48.0%	51.7%	0.3%

(注) 人員分布率は再任用職員を除いた割合である。

(2) 退職手当（平成23年4月1日現在）

静岡県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
（退職時特別昇給 無）					
1人当たり平均支給額 5,607千円			27,896千円		

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（22年度決算）		5,511,465千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）		136,300円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
静岡市	9,996人	3%	6%
静岡市(旧由比町)	51人	3%	0%
浜松市	6,854人	3%	3%
沼津市	2,420人	3%	6%
熱海市	402人	3%	0%
三島市	827人	3%	3%
富士宮市	1,019人	3%	3%
富士宮市(旧芝川町)	71人	3%	0%
伊東市	514人	3%	0%
島田市	967人	3%	0%
富士市	2,040人	3%	3%
富士市(旧富士川町)	81人	3%	0%
磐田市	1,752人	3%	3%
焼津市	845人	3%	3%
焼津市(旧大井川町)	171人	3%	0%
掛川市	1,099人	3%	3%
藤枝市	1,659人	3%	0%
御殿場市	763人	3%	6%
袋井市	867人	3%	3%
下田市	529人	3%	0%
裾野市	340人	3%	10%
湖西市	538人	3%	0%
伊豆市	333人	3%	0%
御前崎市	263人	3%	0%
菊川市	439人	3%	0%
伊豆の国市	577人	3%	0%
牧之原市	444人	3%	0%
東伊豆町	125人	3%	0%
河津町	64人	3%	0%
南伊豆町	71人	3%	0%

松崎町	114人	3%	0%
西伊豆町	67人	3%	0%
函南町	250人	3%	0%
清水町	234人	3%	0%
長泉町	187人	3%	0%
小山町	182人	3%	0%
吉田町	182人	3%	0%
川根本町	102人	3%	0%
森町	210人	3%	0%
埼玉県さいたま市	3人	12%	12%
東京都特別区	40人	18%	18%
東京都府中市	1人	12%	12%
東京都小平市	3人	12%	12%
神奈川県川崎市	3人	12%	12%
神奈川県秦野市	1人	6%	6%
愛知県名古屋市	1人	12%	12%
大阪府大阪市	3人	15%	15%
石川市金沢市	1人	3%	3%
山梨県甲府市	1人	6%	6%
医療職給料表(1) の適用を受ける 職員	36人	15%	15%
平均支給率		3.0%	3.4%

(注) 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

(4) 特殊勤務手当（平成 23 年 4 月 1 日現在）

支給実績（22年度決算）			2,064,576千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）			80,800円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（22年度）			43.5%		
手当の種類（手当数）			42		
手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価	支給職員数 (実人数)	年間 支給額
税務手当	本庁又は財務事務所に勤務する職員	県税の賦課又は徴収に関する業務	本庁勤務職員は日額650円 財務事務所勤務職員は月額6,500円～13,600円	486人	70,405千円
		県税に関する滞納処分又は犯則事件の取締り	日額310円	118人	534千円
航空手当	回転翼航空機に搭乗し、右の業務に従事した職員	捜索救難の業務	1時間につき1,900円 (低空飛行海上捜索、ホバリングつり上げ救助等30%加算) (飛行中降下430円～870円加算)	3人	11千円
		災害発生状況等の調査の業務			
		上記の業務に係る教育訓練の業務			
社会福祉業務手当	健康福祉センター その他人事委員会規則で定める機関に勤務する職員	社会福祉に関する指導、保護等の業務	人事委員会規則で定める職員は月額4,100円～9,400円 その他の職員は日額310円	129人	13,157千円
臨床等業務手当	本庁、保健所、こども家庭相談センターに勤務する医師、歯科医師、診療放射線技師、診療エックス線技師である職員	診療、検診又は保健指導の業務	こども家庭相談センターの医師は月額34,000円～46,000円 その他の職員は日額310円～2,190円	19人	6,362千円
防疫等作業手当	右の業務に従事した職員	感染症の患者若しくは感染症の疑いのある患者の予防救済又は感染症の病原体に汚染された物件若しくは汚染された疑いのある物件の処理業務	日額350円	33人	70千円

	家畜保健衛生所に勤務する職員	家畜の伝染病の防疫の作業、身体に有害なガスの発生を伴う作業、特に危険性を有する薬品等を取り扱う作業又は家畜の病理菌を取り扱う業務	月額11,000円	36人	4,598千円
	家畜保健衛生所に勤務する職員以外の職員が右の業務に従事した職員	家畜の伝染病が発生し、又は発生するおそれがある場合において、伝染病菌を有し、又は有する疑いのある家畜に対する防疫の業務	日額310円～350円	12人	30千円
放射線作業手当	右の業務に従事した職員	エックス線の照射及び撮影、有害放射線の照射及び測定又は放射性同位元素を使用する業務	日額360円	13人	28千円
有害薬品等取扱手当	人事委員会規則で定める機関に勤務する職員	身体に有害なガスの発生を伴う業務、特に危険性を有する薬品等を取り扱う業務又は病理細菌を取り扱う業務	衛生検査の業務に専ら従事する職員で、人事委員会規則で定めるものは月額6,700円 その他の職員は日額310円	166人	3,312千円
精神保健業務手当	本庁又は保健所に勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項若しくは第2項の規定に基づく診察若しくは調査、同条第3項の規定に基づく診察の立会い、同法第29条第1項の規定に基づき精神障害者を入院させるための護送又は同法第47条第1項の規定に基づく精神障害者の訪問指導の業務	日額310円	56人	264千円
	精神保健福祉センターに勤務する職員のうち人事委員会規則で定める職員	精神障害者に接して精神保健に関する相談、指導等の業務	月額8,300円	12人	1,013千円

動物管理等 作業手当	右の業務に従事した職員	狂犬病予防法第5条第1項若しくは第6条第1項若しくは第2項に規定する作業、抑留犬の管理に関する作業、捕獲犬若しくは処分犬の輸送の作業又は動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項に規定する犬の引取りに関する業務	日額450円	47人	447千円
		鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項に規定する鳥獣の捕獲等に関する作業で人事委員会規則で定める業務			
	動物管理指導センターに勤務する職員	動物の収容、管理又は処分に関する業務			
廃棄物処理施設等立入検査業務手当	本庁又は健康福祉センターに勤務する職員	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第1項又は静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第31条第1項に規定する立入検査の業務（市町村等公共団体の管理するごみ処理施設への立入検査を除く。）	日額360円	43人	404千円
職業訓練等 手当	職業能力開発施設に勤務し、実習を伴う職業訓練の科目を担当する職員	職業訓練の業務	1月につき給料月額に10/100を乗じて得た額	85人	23,301千円
	農林大学校又は漁業高等学園に勤務し、農業若しくは漁業に関する実習教育を担当する職員	実習教育の業務			
	人事委員会規則で定める機関に勤務する職員	講師の業務	1時間につき200円（上限1月につき18,000円）	92人	1,347千円

家畜交配作業手当	畜産技術研究所に勤務する職員	種雄牛豚の自然交配若しくは精液の採取又はこれらの作業の準備のために種雄牛豚を御する業務	日額310円	5人	156千円
		人工授精又は受精卵移植をするために放牧してある牛の取押え業務			
異常圧力内作業手当	右の業務に従事した職員	潜水器具を着用して行う潜水の業務	1時間につき540円～1,500円	4人	100千円
		上記の業務を補助する業務	日額310円		
		圧搾空気内で行う監督、測量等の業務	1時間につき420円		
高所作業手当	右の業務に従事した職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う監督、測量等の業務	日額310円～360円	29人	26千円
坑内作業手当	右の業務に従事した職員	掘削中のトンネルの坑内又は掘削中のたて坑で人事委員会規則で定めるものの坑内で行う監督、測量等の業務（圧搾空気内で行う監督、測量等の業務は除く。）	日額450円	2人	1千円
爆発物処理作業手当	右の業務に従事した職員	火薬類又は高圧ガスの製造施設の災害調査の業務	日額750円		
道路上作業手当	右の業務に従事した職員	車両の通行を遮断することなく道路上で行う道路工事に係る監督、検査、調査又は測量の業務	日額310円	33人	126千円
応急防災等作業手当	右の業務に従事した職員	人事委員会規則で定める作業環境を劣悪にする異常な気象状態の下で道路交通の安全の確保のために行う道路の巡視その他人事委員会規則で定める業務	日額710円	4人	8千円

		災害対策基本法第23条第1項の規定に基づいて市町村長が災害対策本部を設置した場合において、当該市町村の地域で重大な災害が発生した危険な箇所又は発生するおそれの著しい危険な箇所です人事委員会規則で定める期間内に災害状況の調査又は巡回監視の業務			
用地交渉等 手当	人事委員会規則で定める機関に勤務する職員	現地において公共の用に供する土地の取得若しくは取得に伴う物件の移転の交渉又は公共事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉の業務	日額1,000円～1,500円	190人	2,162千円
夜間定時制 課程勤務手 当	高等学校における夜間の定時制課程の勤務を本務とする職員	教育委員会が別に定める時間以上当該定時制課程に係る業務に従事したとき	月額4,800円	4人	197千円
多学年学級 担当手当	小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教育職員（給料の調整額表の適用を受ける職員及び管理職手当の支給の適用を受ける職員は除く。）	教育委員会が別に定める時間数以上の当該学級における授業又は指導の業務	日額290円又は350円	51人	3,060千円
兼務手当	昼間授業又はその補助を本務とする教育職員若しくは夜間授業又はその補助を本務とする教育職員	昼夜の異なる課程の授業の業務	1時間につき2,000円	46人	10,806千円

	本務として勤務する学校において教育委員会が別に定める授業時間数以上の授業を担当する教育職員	他の学校における授業の業務			
特殊業務手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員のうち、高等学校等教育職給料表又は中学校小学校教育職給料表の特2級、2級又は1級である教育職員	学校管理下において行う非常災害時等の緊急の業務で児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務	日額6,400円 (4時間以上7時間45分未満3,200円) ※被害が特に甚大な場合は日額12,800円 (4時間以上7時間45分未満6,400円)	89人	486千円
		学校管理下において行う児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務	日額6,000円 (4時間以上7時間45分未満3,000円)		
		学校管理下において行う児童又は生徒に対する緊急の補導業務	日額6,000円 (4時間以上7時間45分未満3,000円、2時間以上4時間未満1,500円)	51人	179千円
		修学旅行、林間・臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務	日額3,400円 (4時間以上7時間45分未満1,700円)	11,415人	115,780千円
		人事委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務	日額3,400円 (4時間以上7時間45分未満2,400円)	7,352人	107,498千円
		学校管理下において行われる児童又は生徒に対する部活動指導業務	日額3,200円 (4時間以上7時間45分未満2,400円)	8,968人	842,565千円
		入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務	日額900円 (4時間以上7時間45分未満450円)		
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭のうち規則で定める主任等である教育職員	教務主任、学年主任、生徒指導主事等の業務	日額200円	6,324人	284,730千円

警備艇運転整備手当	右の業務に従事した職員	警備艇の運転及び整備作業	日額200円	6人	91千円
看守護送手当	警部補以下の階級にある警察官	留置施設における看守の業務又は被疑者その他拘禁されている者の護送	日額310円	2,959人	19,173千円
死体処理手当	職員（警察官以外の職員にあつては、鑑識作業に従事する者に限る。）	死因鑑定のために行う死体解剖の立会い作業、死体解剖の補助作業又は死体の検視、見分等の作業	1体につき1,600円～3,200円	2,287人	47,474千円
鑑識作業手当	職員（警察官にあつては、警部以下の階級にある警察官に限る。）	指掌紋、手口、写真又は足跡について専門的知識を利用する犯罪鑑識作業	日額310円（犯罪現場において作業する場合560円）	183人	7,377千円
		文書、理化学、法医学又は銃器弾薬類について科学的専門知識を利用する犯罪鑑識作業	日額560円	18人	1,578千円
航空手当	右の業務に従事した職員	回転翼航空機を操縦し、又は航空機に搭乗して犯罪捜査、交通規制、捜索救難等若しくは整備の業務	1時間につき1,900円～5,100円 （低空飛行海上捜索、ホバリングつり上げ救助等30%加算） （飛行中降下430円～870円加算）	97人	9,900千円
	航空整備士	航空機の整備作業	日額1,060円	7人	1,673千円
山岳遭難者救助等手当	山岳遭難救助隊員に指定された職員	山岳遭難者の救助作業、救助訓練又は山岳の巡視作業	日額840円～1,680円	36人	475千円
潜水手当	右の業務に従事した職員	潜水器具を着用して行う潜水作業	1時間につき540円～1,500円	42人	244千円
交通事故実況見分手当	警察官	高速自動車国道における交通事故の実況見分又は一般国道1号等の道路における夜間の交通事故の実況見分の作業	1件につき450円	1,090人	5,431千円
運転免許技能試験手当	運転免許技能試験官	道路上において行う自動車運転免許技能試験の業務	日額240円	17人	227千円

爆発物処理 作業等手当	爆発物処理班員に 指定された職員	爆発物（爆発物であ る疑いがある物件 を含む）の処理の作 業	1件につき5,200円		
	右の業務に従事し た職員	特殊危険物質又は 特殊危険物質であ る疑いがある物質 の処理作業	日額4,600円		
		特殊危険物質被害 危険区域内におけ る作業	日額250円		
		特殊危険物質製造 過程の解明等実験 で特殊危険物質発 生のおそれがある もの	日額460円		
私服作業等 手当	私服員（警部以下の 階級にある警察官 に限る。）	犯罪の予防若しく は捜査又は被疑者 の逮捕の業務	日額560円	3,016人	113,082千円
		天皇、皇族等の身辺 の護衛の作業	日額640円～1,150円	77人	240千円
		国外における犯罪 の捜査に関する情 報収集の作業	日額1,100円		
	少年警察補導員	少年の非行防止の ための街頭補導、少 年相談等の業務	日額240円	30人	401千円
警ら手当	警部以下の階級に ある警察官	警ら用自動車に乗 務して行う広域的 な警ら業務	日額560円	100人	5,342千円
	警部補以下の階級 にある警察官	警ら用自動車に乗 務して行う警ら業 務	日額420円	1,380人	40,606千円
		警ら業務	日額340円	2,175人	83,175千円
交通整理取 締手当	警部以下の階級に ある警察官	交通整理取締用の 自動二輪車又は自 動車に乗務して行 う広域的な交通整 理取締り業務	日額560円	206人	11,496千円
		警部以下の警察官 交通巡視員	交通整理取締り業 務	日額340円	1,186人
				日額290円	130人
夜間特殊業 務手当	職員（警察官にあっ ては、警部以下の階 級にある警察官に 限る。）	正規の勤務時間に よる勤務の一部又 は全部が深夜にお いて行われる業務	1回につき410円～ 1,100円	4,508人	201,535千円

呼出手当	職員（警察官にあつては、警部以下の階級にある警察官に限る。）	正規の勤務時間外における呼出命令により、夜間において緊急に行う犯罪の予防若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通取締り、犯罪鑑識又は爆発物の処理の作業	1回につき1,240円	1,020人	1,931千円
災害応急作業等手当	右の業務に従事した職員	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、鑑識作業又はこれらに相当する作業	日額840円～1,680円	218人	921千円
核物質輸送警備手当	警部以下の階級にある警察官	核物質を輸送する車両を先導し、又はこれに追従して行う核物質の輸送の警備の業務	日額640円		
銃器犯罪捜査手当	警察官	防弾装備を着装し、小型武器を携帯して行う銃器又は銃器と思われるものを使用している犯罪現場における犯人の逮捕等の作業	日額1,640円		
		防弾装備を着装し、小型武器を携帯して行う銃器を所持する犯人の逮捕の作業	日額1,100円		
		防弾装備を着装し、小型武器を携帯して行う上記の2つの作業に付随して行われる固定配置の作業	日額820円～1,100円		

		防弾装備を装着し、小型武器を携帯して行う銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等に対する張付け警戒の作業	日額820円		
--	--	--	--------	--	--

(注) 手当別の支給職員数、年間支給額は、支給後の追給、返納分を含まない。

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (22年度決算)	6,535,890千円
職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)	173千円
支給実績 (21年度決算)	6,697,194千円
職員1人当たり平均支給年額 (21年度決算)	177千円

(6) その他の手当(平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500円 ・配偶者がいない場合そのうち1人 11,000円 ・満16歳に達する年度の初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ		4,369,493千円	241,000円
住居手当	○借家・借間に居住する場合 ・支給対象者 自ら居住するため借り受け月額12,000円を超える家賃 ・間代を支払っている職員 ・全額支給限度額 13,000円 ・2分の1加算限度額 17,000円 ・最高支給限度額 30,000円 ○単身赴任中の留守宅の場合 ・支給対象者 単身赴任手当を受給している者で配偶者等が居住するため借り受け月額12,000円を超える家賃・間代を支払っている職員 ・借家・借間に居住する場合の2分の1の額	異なる	○借家・借間に居住する場合 ・全額支給限度額 11,000円 ・2分の1加算限度額 16,000円 ・最高支給限度額 27,000円	2,766,510千円	124,000円

通勤手当	<p>通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担することや自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。</p> <p>・1か月当たり最高支給限度額 75,000円</p> <p>・交通用具使用者の算出方法 距離に応じた基準額(2,000円～5,800円) + 加算額(3kmを超える1kmにつき175円～570円)</p>	異なる	<p>国は最高支給限度額が55,000円</p> <p>自動車等使用者の使用距離の額及び区分が異なる</p>	4,807,746千円	133,000円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員のうち、管理職手当に関する規則で指定する職を占める職員に対し支給する。</p> <p>月額：給料表、職務の級、職の区分に応じ定める額</p>	異なる	一部国と異なる区分あり	2,142,530千円	740,600円
休日勤務手当	<p>勤務時間条例に規定する休日において定められた正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に支給する。</p> <p>1時間当たりの支給額：勤務1時間当たりの給与額×135/100</p>	同じ		1,174,918千円	168,300円
産業教育手当	<p>実習を伴う農業、水産、工業、電波又は商船に関する科目を主として担任する教育職員に支給する。</p> <p>月額：給料月額×10/100(定時制通信教育手当の支給を受ける者については、6/100)</p>			306,985千円	444,300円
初任給調整手当	<p>医学、科学技術その他の専門的知識を必要とし、かつ、採用困難あるいは採用に特別の事情があると認められる職員に支給する。</p> <p>月額：16,900円～410,900円</p>	同じ		57,958千円	3,050,400円
単身赴任手当	<p>公署を異にする異動等に伴い転居し配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給する。</p> <p>月額：23,000円 + 交通距離の区分に応じた加算額</p>	同じ		118,186千円	278,100円

特勤手当	生活の著しく不便な地に所在する特勤公署に勤務する職員に支給する。 月額：(給料の月額+扶養手当)×4/100~25/100	同じ		2,964千円	174,400円
へき地手当	山間地、離島その他の地域に所在する小学校等に勤務する職員に支給する。 月額：(給料の月額+扶養手当)×4/100~25/100			117,284千円	252,800円
定時制通信教育手当	定時制の課程又は通信制の課程をおく高等学校の校長及び教員に支給する。 月額：給料月額×10/100(管理職手当を受ける職員は8/100)			179,838千円	446,200円
義務教育等教員特別手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する教育職員に支給する。 月額：2,000円~8,000円			2,254,691千円	88,800円
農林漁業普及指導手当	農林漁業の普及指導等に従事する職員に支給する。 月額：給料月額×8/100			46,260千円	323,500円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給する。 1回当たり：4,200円~7,200円	同じ		817,734千円	184,700円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給する。 1回当たり：3,000円~12,000円 (ただし、6時間を超える場合の勤務にあつては、100分の150を乗じて得た額)	異なる	国は、1回当たり6,000円~12,000円	42,537千円	107,700円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時~翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給する。 1時間当たりの支給額：勤務1時間当たりの給与額×25/100	同じ		542,853千円	118,400円

<p>寒冷地手当</p>	<p>寒冷公署に在勤し人事委員会規則で定める地域に居住する職員に支給する。 基準日（10月31日）に11月から翌年3月まで5月分を一括支給する。 支給額：36,800円～89,000円</p>	<p>異なる</p>	<p>国では、11月から翌年3月までの各月の初日に支給している。</p>	<p>- 千円</p>	<p>- 円</p>
--------------	--	------------	--------------------------------------	-------------	------------

6 旅費（平成23年4月1日現在）

支給実績（22年度決算）	2,214,152千円
職員1人当たり平均支給年額	55,499円

（注） 職員1人当たり平均支給年額は、支給実績（22年度決算）から、外部講師等が旅行した場合に支給された旅費額を除き、平成22年4月1日現在の人数（公営企業職員を除き、常勤の特別職職員及び臨時講師を含む。）で除した額である。

(1) 内国旅行

種 類	支給額及び支給要件	
鉄道賃	運賃	乗車に要する運賃
	急行料金	急行列車を利用する場合の料金 ただし、次に該当する場合に限る。 ・特別急行列車を運行する線路による旅行で片道70km以上である場合 ・新幹線で片道70km未満50km以上の区間で、公務上特に緊急な必要がある場合 ・普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50km以上である場合
	座席指定料金	指定席を利用する場合の料金 ただし、急行列車を運行する線路による旅行で片道100km以上である場合に限る。
航空賃	実費額	
車賃	バス代	実費額
	タクシー代	実費額 ただし、公用車を利用できない旅行で、タクシーを利用して旅行することを承認された場合に限る。
	自家用自動車の公務使用	実走行距離1km当たり18円 ただし、自家用自動車の公務使用を承認された場合に限る。
旅行諸費	一日につき県内200円、県外800円 ただし、勤務公署から4km以内の地域は支給しない。	
宿泊料	一夜につき11,800円 なお、指定された宿泊施設を利用したため規定の宿泊料を支給することが適当でない場合や長期研修の場合等については、実費額を支給	

(2) 外国旅行

種 類	支給額及び支給要件	
鉄道賃	運賃	乗車に要する運賃
	急行料金 寝台料金	公務上の必要により急行料金又は寝台料金を必要とした場合は、その料金
航空賃	実費額	
車賃	バス代	実費額
	タクシー代	実費額 ただし、タクシーを利用して旅行することを承認された場合に限る。
日 当	旅行地の区分に応じた定額 一日につき3,500円～7,200円	
宿泊料	旅行地の区分に応じた定額 一夜につき10,700円～22,500円 なお、指定された宿泊施設を利用したため規定の宿泊料を支給することが適当でない場合等については、実費額を支給	

7 特別職の報酬等の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	1,298,000円
	副 知 事	1,060,000円
議 員 報 酬	議 長	1,021,000円
	副 議 長	902,000円
	議 員	832,000円
期 末 手 当	知 事	(23年度支給割合)
		2.95月分
	副 知 事	(23年度支給割合)
		2.95月分
	議 長	(23年度支給割合)
		2.95月分
2.95月分		
副 議 長	(23年度支給割合)	
	2.95月分	
	2.95月分	
退 職 手 当	知 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
		129.8万円×在職期間×65/100 0円 (4,049.8万円) 任期毎
	副 知 事	106万円×在職期間×40/100 2,035.2万円 任期毎
		備考

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、上欄の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

8 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

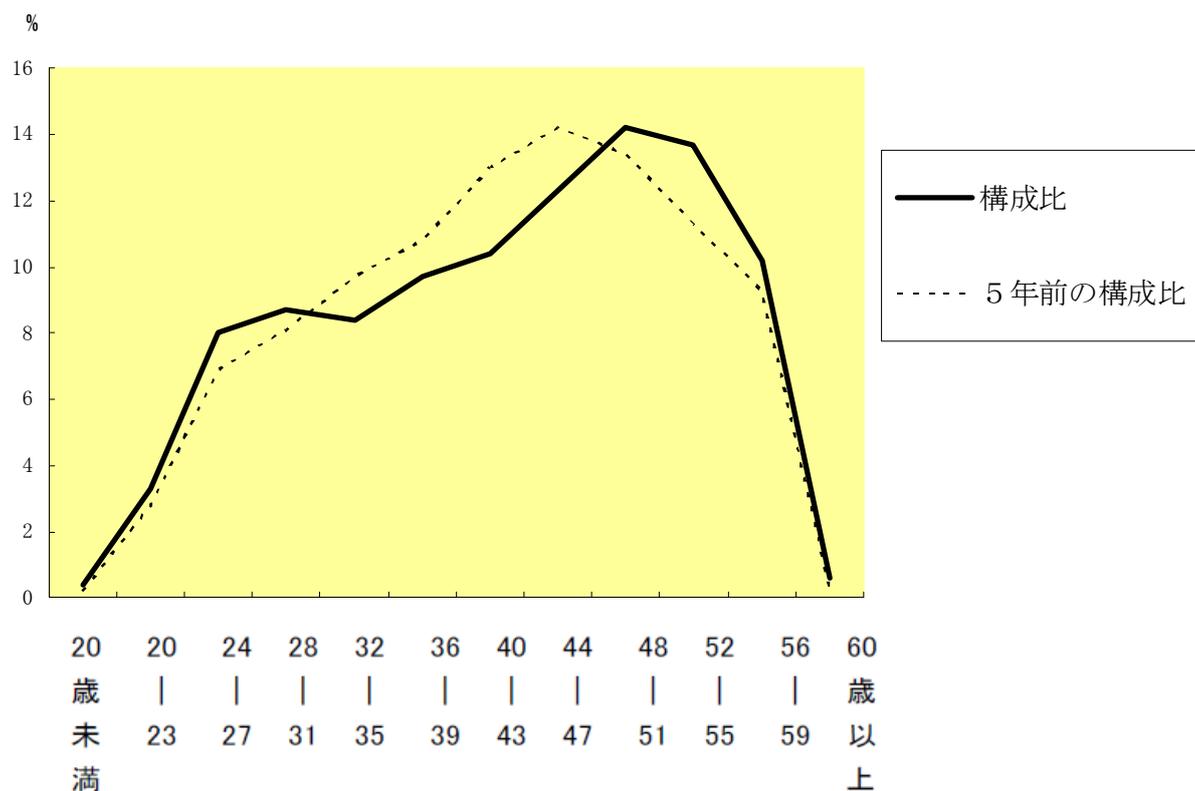
(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
		平成22年	平成23年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	41	41	±0	<ul style="list-style-type: none"> ・地域外交体制充実など ・新県税システム開発終了など ・児童相談体制強化など ・外郭団体への派遣見直しなど ・公共事業量減少など ・外郭団体への派遣見直しなど ・富士山静岡空港利活用促進など
		総 務	955	958	+3	
		税 務	507	496	▲11	
		民 生	520	521	+1	
		衛 生	712	710	▲2	
		労 働	141	141	±0	
		農 林 水 産	1,358	1,340	▲18	
		商 工	325	324	▲1	
		土 木	1,156	1,157	+1	
	計	5,715	5,688	▲27	(参考：人口10万人当たり職員数 152人)	
	教 育 部 門	25,105	25,047	▲58	・生徒数の減少に伴う教職員の減員など	
	警 察 部 門	6,849	6,861	+12	・治安対策強化に伴う警察官増員	
	小 計	37,669	37,596	▲73	(参考：人口10万人当たり職員数 1,001人)	
公 営 企 業 等	会 計 部 門	病 院	928	939	+11	・がんセンター外来診察室拡充など
		水 道	51	51	±0	
		下 水 道	20	20	±0	
		そ の 他	125	119	▲6	
	小 計	1,124	1,129	+5		
合 計		38,793 [40,765]	38,725 [40,901]	▲68 [+136]	(参考：人口10万人当たり職員数 1,032人)	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

(注)2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	168人	1,270人	3,115人	3,380人	3,243人	3,769人	4,017人	4,779人	5,504人	5,319人	3,947人	214人	38,725人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	6,149	6,020	5,909	5,810	5,715	5,688	▲461(▲7.5%)
教育	25,952	25,413	25,185	25,153	25,105	25,047	▲905(▲3.5%)
警察	6,696	6,779	6,821	6,835	6,849	6,861	165(2.5%)
普通会計計	38,797	38,212	37,915	37,798	37,669	37,596	▲1,201(▲3.1%)
病院	2,165	2,285	2,337	930	928	939	▲1,226(▲56.6%)
水道	56	55	53	53	51	51	▲5(▲8.9%)
下水道	23	22	20	20	20	20	▲3(▲13.0%)
その他	161	129	128	128	125	119	▲42(▲26.1%)
公営企業会計計	2,405	2,491	2,538	1,131	1,124	1,129	▲1,276(▲53.1%)
総合計	41,202	40,703	40,453	38,929	38,793	38,725	▲2,477(▲6.0%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

9 公営企業職員の状況

(1) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 21年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
22年度	4,804,516	445,083	624,077	13.0	13.4

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
22年度	60	270,835	66,021	100,687	437,543	7,292	6,668

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。

(注)2 職員数は、平成23年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

空欄としている事項については後日掲載予定

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成23年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
静岡県	45.8歳	394,904円	615,604円
団体平均	45.6歳	364,247円	554,946円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

工業用水道事業	静岡県（企業局・がんセンター事業を除く）
1人当たり平均支給額（22年度） 1,624千円	1人当たり平均支給額（22年度） 1,550千円
(22年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成23年4月1日現在）

工業用水道事業	静岡県（企業局・がんセンター事業を除く）
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.5月分 勤続25年 33.5月分 勤続35年 47.5月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算) (退職時特別昇給 無)	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.5月分 勤続25年 33.5月分 勤続35年 47.5月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算) (退職時特別昇給 無)
1人当たり平均支給額 27,844千円	1人当たり平均支給額 27,896千円

(注) 工業用水道事業の1人当たり平均支給額は、公営企業職員（がんセンターを除く）の平均支給額を記載している。なお、平成22年度の退職手当受給者が3人以下のため、平成22年度及び平成23年度の2年間の平均支給額を記載している。

ウ 地域手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（22年度決算）			8,516千円
支給職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）			137,400円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
静岡市	3%	23人	3%
浜松市	3%	6人	3%
三島市	3%	3人	3%
富士市	3%	4人	3%
富士市(旧富士川町)	3%	19人	3%
磐田市	3%	6人	3%

エ 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（22年度決算）		43千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）		2,700円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（22年度）		1.6%			
手当の種類（手当数）		7			
手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	支給職員数（実人数）	年間支給額
高所作業手当	右の業務に従事した職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所での監督、測量等の業務	日額310円～360円		
管路内作業手当	右の業務に従事した職員	管路内又はトンネル内において、管の接合箇所での検査若しくは管内の監視又はトンネル内の監視の業務	日額450円	4人	2千円
道路上作業手当	右の業務に従事した職員	道路上において、車両の通行を遮断することなく行う工事の監督、検査又は測量の業務	日額310円	3人	7千円
		道路上において、導水管等の弁の操作、点検若しくは修繕の作業又はこれらの作業に伴う交通整理の業務	日額360円		
特殊構造物内作業手当	右の業務に従事した職員	浄配水場等において、各槽池等における漏水検査、汚泥堆積状況調査、除じん作業又は排泥作業及び各種機械の点検整備等の業務	日額310円	4人	35千円
有害薬品取扱手当	右の業務に従事した職員	特に危険性を有する薬品等を取り扱う業務	日額310円		

用地交渉等 手当	事業課、企業局東部事務所又は企業局西部事務所に勤務する職員のうち右の業務に従事した職員	現地において地域振興整備事業に係る土地若しくは公共の用に供する土地の取得若しくは取得に伴う物件の移転の交渉又は公共事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉の業務	日額 1,000 円～ 1,500 円		
災害状況調査手当	右の業務に従事した職員	災害対策基本法第 23 条第 1 項の規定に基づいて市町村長が災害対策本部を設置した場合において、当該市町村の地域で、災害対策本部が設置されている期間中に、重大な災害が発生した危険な箇所又は発生するおそれの著しい危険な箇所において行う災害状況の調査又は巡回監視の業務	日額 710 円		

(注) 手当別の支給職員数、年間支給額は、支給後の追給、返納分を含まない。

オ 時間外勤務手当

支給実績 (22年度決算)	29,088千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (22年度決算)	477千円
支給実績 (21年度決算)	20,622千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (21年度決算)	350千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。 ・配偶者 13,000 円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500 円 ・配偶者がいない場合そのうち 1 人 11,000 円 ・満 16 歳に達する年度の初めから満 22 歳の年度末までの子 1 人につき 5,000 円加算	同じ		8,840 千円	238,900 円
住居手当	○借家・借間に居住する場合 ・支給対象者 自ら居住するため借り受け月額 12,000 円を超える家賃・間代を支払っている職員 ・全額支給限度額 13,000 円	同じ		2,386 千円	68,200 円

	<ul style="list-style-type: none"> ・2分の1加算限度額 17,000円 ・最高支給限度額 30,000円 ○単身赴任中の留守宅の場合 ・支給対象者 単身赴任手当を受給している者 で配偶者等が居住するため借り 受け月額12,000円を超える家 賃・間代を支払っている職員 ・借家・借間に居住する場合の2 分の1の額 				
通勤手当	<p>通勤のため交通機関等や自動車 等を使用することを常例とする 職員に支給する。</p> <p>交通機関等利用者の1か月当 たり最高支給限度額75,000円</p> <p>交通用具使用者の算出方法 距離に応じた基準額(2,000円～ 5,800円)＋加算額(3kmを超 える1kmにつき175円～570円)</p>	同じ		12,929千円	215,500円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員 のうち、管理職手当規則で指定す る職を占める職員に対し支給す る。</p> <p>月額：給料表、職務の級、職の区 分に応じ定める額</p>	同じ		4,219千円	843,800円
休日勤務手当	<p>勤務時間条例に規定する休日 において定められた正規の勤務時 間中に勤務を命ぜられた職員に 支給する。</p> <p>1時間当たりの支給額：勤務1時 間当たりの給与額×135/100</p>	同じ		266千円	15,600円
初任給調整手当	<p>医学、科学技術その他の専門的知 識を必要とし、かつ、採用困難あ るいは採用に特別の事情があると 認められる職員に支給する。</p> <p>月額：16,900円～410,900円</p>	同じ		-千円	-円
単身赴任手当	<p>公署を異にする異動等に伴い転 居し配偶者と別居し、単身で生活 することを常況とする職員に支 給する。</p> <p>月額：月額23,000円＋交通距離 の区分に応じた加算額</p>	同じ		-千円	-円

夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として午後 10 時～翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に支給する。</p> <p>1 時間当たりの支給額：勤務 1 時間当たりの給与額×25/100</p>	同じ		- 千円	- 円
宿日直手当	<p>宿日直勤務を命ぜられた職員に支給する。</p> <p>1 回当たり：4,200 円～7,200 円</p>	同じ		- 千円	- 円
管理職員特別勤務手当	<p>管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給する。</p> <p>1 回当たり：3,000 円～12,000 円</p>	同じ		- 千円	- 円

(2) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 21年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
22年度	5,208,519	570,876	558,462	10.7	11.5

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
22年度	55	247,478	58,892	93,578	399,948	7,272	7,251

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。

(注)2 職員数は、平成23年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

空欄としている事項については後日掲載予定

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成23年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
静岡県	47.3歳	406,856円	617,582円
団体平均	45.8歳	387,790円	603,860円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業		静岡県（企業局・がんセンター事業を除く）	
1人当たり平均支給額（22年度） 1,733千円		1人当たり平均支給額（22年度） 1,550千円	
(22年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分		(22年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成23年4月1日現在）

水道事業			静岡県（企業局・がんセンター事業を除く）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
（退職時特別昇給 無）			（退職時特別昇給 無）		
1人当たり平均支給額 一千円 27,844千円			1人当たり平均支給額 5,607千円 27,896千円		

(注) 水道事業の1人当たり平均支給額は、公営企業職員（がんセンターを除く）の平均支給額を記載している。なお、平成22年度の退職手当受給者が3人以下のため、平成22年度及び平成23年度の2年間の平均支給額を記載している。

ウ 地域手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（22年度決算）			7,872千円
支給職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）			145,800円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
静岡市	3%	9人	3%
浜松市	3%	12人	3%
三島市	3%	8人	3%
富士市（旧富士川町）	3%	1人	3%
磐田市	3%	21人	3%
吉田町	3%	3人	3%

エ 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（22年度決算）			186千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）			6,900円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（22年度）			30.9%		
手当の種類（手当数）			7		
手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	支給職員数（実人数）	年間支給額
高所作業手当	右の業務に従事した職員	地上又は水面上 10メートル以上の足場の不安定な箇所での監督、測量等の業務	日額 310円～360円	1人	1千円
管路内作業手当	右の業務に従事した職員	管路内又はトンネル内において、管の接合箇所の検査若しくは管内の監視又はトンネル内の監視の業務	日額 450円	4人	4千円
道路上作業手当	右の業務に従事した職員	道路上において、車両の通行を遮断することなく行う工事の監督、検査又は測量の業務	日額 310円	11人	25千円
		道路上において、導水管等の弁の操作、点検若しくは修繕の作業又はこれらの作業に伴う交通整理の業務	日額 360円		
特殊構造物内作業手当	右の業務に従事した職員	浄配水場等において、各槽池等における漏水検査、汚泥堆積状況調査、除じん作業又は排泥作業及び各種機械の点検整備等の業務	日額 310円	13人	118千円
有害薬品取扱手当	右の業務に従事した職員	特に危険性を有する薬品等を取り扱う業務	日額 310円	6人	38千円

用地交渉等手当	事業課、企業局東部事務所又は企業局西部事務所に勤務する職員のうち右の業務に従事した職員	現地において地域振興整備事業に係る土地若しくは公共の用に供する土地の取得若しくは取得に伴う物件の移転の交渉又は公共事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉の業務	日額 1,000 円～1,500 円		
災害状況調査手当	右の業務に従事した職員	災害対策基本法第 23 条第 1 項の規定に基づいて市町村長が災害対策本部を設置した場合において、当該市町村の地域で災害対策本部が設置されている期間中に、重大な災害が発生した危険な箇所又は発生するおそれの著しい危険な箇所において行う災害状況の調査又は巡回監視の業務	日額 710 円		

(注) 手当別の支給職員数、年間支給額は、支給後の追給、返納分を含まない。

オ 時間外勤務手当

支給実績 (22年度決算)	19,397千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (22年度決算)	353千円
支給実績 (21年度決算)	12,484千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (21年度決算)	208千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。 ・配偶者 13,000 円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500 円 ・配偶者がいない場合そのうち 1 人 11,000 円 ・満 16 歳に達する年度の初めから満 22 歳の年度末までの子 1 人につき 5,000 円加算	同じ		9,102 千円	260,100 円

住居手当	<p>○借家・借間に居住する場合</p> <p>・支給対象者 自ら居住するため借り受け月額 12,000 円を超える家賃・間代を支払っている職員</p> <p>・全額支給限度額 13,000 円</p> <p>・2分の1加算限度額 17,000 円</p> <p>・最高支給限度額 30,000 円</p> <p>○単身赴任中の留守宅の場合</p> <p>・支給対象者 単身赴任手当を受給している者で配偶者等が居住するため借り受け月額12,000円を超える家賃・間代を支払っている職員</p> <p>・借家・借間に居住する場合の2分の1の額</p>	同じ		3,962 千円	110,100 円
通勤手当	<p>通勤のため交通機関等や自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。</p> <p>交通機関等利用者の1か月当たり最高支給限度額 75,000 円</p> <p>交通用具使用者の算出方法 距離に応じた基準額 (2,000 円～5,800 円) + 加算額 (3 km を超える 1 km につき 175 円～570 円)</p>	同じ		12,558 千円	232,600 円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員のうち、管理職手当規則で指定する職を占める職員に対し支給する。</p> <p>月額：給料表、職務の級、職の区分に応じ定める額</p>	同じ		5,815 千円	969,300 円
休日勤務手当	<p>勤務時間条例に規定する休日において定められた正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に支給する。</p> <p>1 時間当たりの支給額：勤務 1 時間当たりの給与額×135/100</p>	同じ		244 千円	17,400 円
初任給調整手当	<p>医学、科学技術その他の専門的知識を必要とし、かつ、採用困難あるいは採用に特別の事情があると認められる職員に支給する。</p> <p>月額：16,900 円～410,900 円</p>	同じ		- 千円	- 円

単身赴任 手当	公署を異にする異動等に伴い 転居し配偶者と別居し、単身で 生活することを常況とする職員 に支給する。 月額：月額 23,000 円＋交通距離 の区分に応じた加算額	同じ		- 千円	- 円
夜間勤務 手当	正規の勤務時間として午後 10 時～翌日の午前 5 時までの間に 勤務した職員に支給する。 1 時間当たりの支給額：勤務 1 時間当たりの給与額×25/100	同じ		- 千円	- 円
宿日直手 当	宿日直勤務を命ぜられた職員 に支給する。 1 回当たり：4,200 円～7,200 円	同じ		- 千円	- 円
管理職員 特別勤務 手当	管理職手当の支給を受ける職員 が臨時又は緊急の必要その他 の公務の運営の必要により 週休日又は休日に勤務した場合 に支給する。 1 回当たり：3,000 円～12,000 円	同じ		- 千円	- 円

(3) 地域振興整備事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 21年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
22年度	2,858,513	169,804	96,302	3.4	2.6

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
22年度	10	49,569	8,986	18,956	77,511	7,751	7,120

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。

(注)2 職員数は、平成 23 年 3 月 31 日現在の人数である。

イ 特記事項

空欄としている事項については後日掲載予定

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
静 岡 県	47.8歳	416,458円	616,380円
団 体 平 均	47.0歳	396,393円	594,487円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

地域振興整備事業	静岡県（企業局・がんセンター事業を除く）
1人当たり平均支給額（22年度） 1,896千円	1人当たり平均支給額（22年度） 1,550千円
(22年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成 23 年 4 月 1 日現在）

地域振興整備事業	静岡県（企業局・がんセンター事業を除く）
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.5月分 勤続25年 33.5月分 勤続35年 47.5月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算) (退職時特別昇給 無)	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.5月分 勤続25年 33.5月分 勤続35年 47.5月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算) (退職時特別昇給 無)
1人当たり平均支給額 一千円 27,844千円	1人当たり平均支給額 5,607千円 27,896千円

(注) 地域振興整備事業の1人当たり平均支給額は、公営企業職員（がんセンターを除く）の平均支給額を記載している。なお、平成22年度の退職手当受給者が3人以下のため、平成22年度及び平成23年度の2年間の平均支給額を記載している。

ウ 地域手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（22年度決算）			1,577千円
支給職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）			157,700円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
静岡市	3%	6人	3%
浜松市	3%	2人	3%
磐田市	3%	2人	3%

エ 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（22年度決算）			8千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）			2,700円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（22年度）			10.0%		
手当の種類（手当数）			7		
手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	支給職員数（実人数）	年間支給額
高所作業手当	右の業務に従事した職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所での監督、測量等の業務	日額 310円～360円		
管路内作業手当	右の業務に従事した職員	管路内又はトンネル内において、管の接合箇所の検査若しくは管内の監視又はトンネル内の監視の業務	日額 450円	1人	1千円
道路上作業手当	右の業務に従事した職員	道路上において、車両の通行を遮断することなく行う工事の監督、検査又は測量の業務	日額 310円	3人	6千円
		道路上において、導水管等の弁の操作、点検若しくは修繕の作業又はこれらの作業に伴う交通整理の業務	日額 360円		
特殊構造物内作業手当	右の業務に従事した職員	浄配水場等において、各槽池等における漏水検査、汚泥堆積状況調査、除じん作業又は排泥作業及び各種機械の点検整備等の業務	日額 310円		
有害薬品取扱手当	右の業務に従事した職員	特に危険性を有する薬品等を取り扱う業務	日額 310円		
用地交渉等手当	事業課、企業局東部事務所又は企業局西部事務所に勤務する職員のうち右の業務に従事した職員	現地において地域振興整備事業に係る土地若しくは公共の用に供する土地の取得若しくは取得に伴う物件の移転の交渉又は公共事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉の業務	日額 1,000円～1,500円	1人	2千円

災害状況調査手当	右の業務に従事した職員	災害対策基本法第23条第1項の規定に基づいて市町村長が災害対策本部を設置した場合において、当該市町村の地域で災害対策本部が設置されている期間中に、重大な災害が発生した危険な箇所又は発生するおそれの著しい危険な箇所において行う災害状況の調査又は巡回監視の業務	日額 710 円		
----------	-------------	--	----------	--	--

(注) 手当別の支給職員数、年間支給額は、支給後の追給、返納分を含まない。

オ 時間外勤務手当

支給実績 (22年度決算)	2,028千円
職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)	203千円
支給実績 (21年度決算)	1,508千円
職員1人当たり平均支給年額 (21年度決算)	137千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当 (平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。 ・配偶者 13,000 円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500 円 ・配偶者がいない場合そのうち1人 11,000 円 ・満16歳に達する年度の初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ		2,208千円	245,300円
住居手当	○借家・借間に居住する場合 ・支給対象者 自ら居住するため借り受け月額12,000円を超える家賃・間代を支払っている職員 ・全額支給限度額 13,000 円 ・2分の1加算限度額 17,000 円 ・最高支給限度額 30,000 円 ○単身赴任中の留守宅の場合 ・支給対象者 単身赴任手当を受給している者で配偶者等が居住するため	同じ		252千円	36,000円

	借り受け月額 12,000 円を超える家賃・間代を支払っている職員 ・借家・借間に居住する場合の 2 分の 1 の額				
通勤手当	通勤のため交通機関等や自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。 交通機関等利用者の 1 か月当たり最高支給限度額 75,000 円 交通用具使用者の算出方法 距離に応じた基準額 (2,000 円～5,800 円) + 加算額 (3 km を超える 1 km につき 175 円～570 円)	同じ		2,146 千円	268,300 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、管理職手当規則で指定する職を占める職員に対し支給する。 月額：給料表、職務の級、職の区分に応じ定める額	同じ		798 千円	798,000 円
休日勤務手当	勤務時間条例に規定する休日において定められた正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に支給する。 1 時間当たりの支給額：勤務 1 時間当たりの給与額×135/100	同じ		31 千円	15,500 円
初任給調整手当	医学、科学技術その他の専門的知識を必要とし、かつ、採用困難あるいは採用に特別の事情があると認められる職員に支給する。 月額：16,900 円～410,900 円	同じ		- 千円	- 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給する。 月額：月額 23,000 円 + 交通距離の区分に応じた加算額	同じ		- 千円	- 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時～翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に支給する。 1 時間当たりの支給額：勤務 1 時間当たりの給与額×25/100	同じ		- 千円	- 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給する。 1 回当たり：4,200 円～7,200 円	同じ		- 千円	- 円

管理職員 特別勤務 手当	管理職手当の支給を受ける職員 が臨時又は緊急の必要その他の 公務の運営の必要により週休日 又は休日に勤務した場合に支給 する。 1 回当たり：3,000 円～12,000 円	同じ		- 千円	- 円
--------------------	---	----	--	------	-----

(4) がんセンター事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 21年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
22年度	24,614,825	607,594	7,613,754	30.9	31.6

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
22年度	816	3,039,153	2,008,223	1,100,936	6,148,312	7,535	7,255

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。

(注)2 職員数は、平成23年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

空欄としている事項については後日掲載予定

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成23年4月1日現在）

医師

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
静岡県	42.9歳	574,907円	1,369,401円
団体平均	43.6歳	555,157円	1,363,967円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

看護師

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
静岡県	32.8歳	296,291円	470,877円
団体平均	37.7歳	302,613円	481,095円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

事務職員

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
静岡県	40.9歳	358,903円	599,650円
団体平均	43.5歳	357,232円	564,170円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

がんセンター事業	静岡県（企業局・がんセンター事業を除く）
1人当たり平均支給額（22年度） 1,317千円	1人当たり平均支給額（22年度） 1,550千円
(22年度支給割合) 期末手当 2.6月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.6月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分

(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25%
--	--

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

がんセンター事業			静岡県 (企業局・がんセンター事業を除く)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	23.5 月分	30.55 月分	勤続 20 年	23.5 月分	30.55 月分
勤続 25 年	33.5 月分	41.34 月分	勤続 25 年	33.5 月分	41.34 月分
勤続 35 年	47.5 月分	59.28 月分	勤続 35 年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		
(退職時特別昇給 無)			(退職時特別昇給 無)		
1人当たり平均支給額 1,413 千円 1,897 千円			1人当たり平均支給額 5,607 千円 27,896 千円		

ウ 地域手当 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (22年度決算)		180,874 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (22年度決算)		215,100 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
長泉町	3%	726 人	3%
静岡市	3%	2 人	3%
がんセンター医療 職給料表 (1) の適 用を受ける職員	15%	129 人	15%

エ 特殊勤務手当 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (22年度決算)		209,194 千円			
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (22年度決算)		300,100 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合 (22年度)		66.7%			
手当の種類 (手当数)		4			
手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価	支給職員数 (実人数)	年間 支給額
臨床等業務 手当	右の業務に従事した職員 (がんセンター医療職給料表 (3) の適用を受ける職員を除く。)	診療、検診その他保健指導又は患者に接する業務	がんセンター医療職給料表 (1) 及び (2) の適用を受ける職員並びに医療社会事業担当職員、心理判定員は月額 6,600 円～68,400 円 その他の職員は日額 310 円 医師又は歯科医師が同時に複数手術の管理指導等に従事したときは、次の額を加算する。 ・麻酔科又は集中治療科に勤務する医師 1 月につき 200,000 円	256 人	98,700 千円

			・それ以外の医師又は 歯科医師が、マスク 又は気管内挿管によ る閉鎖循環式全身麻 酔業務に従事した回 数 1 回につき 10,000 円		
放射線作業 手当	右の業務に従事し た職員	エックス線の照射 及び撮影、有害放射 線の照射及び測定 又は放射性同位元 素を使用する業務	日額 360 円	133 人	4,122 千円
有害薬品等 取扱手当	薬剤師、臨床検査技 師又は衛生検査技 師	身体に有害なガス の発生を伴う業務、 特に危険性を有す る薬品等を取り扱 う業務又は病理細 菌を取り扱う業務	日額 310 円	16 人	1,072 千円
夜間看護等 手当	看護師又は准看護 師	正規の勤務時間によ る勤務の一部又は 全部が深夜(午後 10 時後翌日の午前 5 時前の間をいう。) において行われる 看護等の業務	1 回につき 2,040 円～ 6,900 円	350 人	104,036 千円
	がんセンター医療 職給料表の適用を 受ける職員のうち 管理者の定める職 員	正規の勤務時間以 外の時間において、 勤務の時間帯その 他に関し管理者が 定める特別の事情 の下での救急医療 等の業務	1 回につき 1,280 円	38 人	136 千円

(注) 手当別の支給職員数、年間支給額は、支給後の追給、返納分を含まない。

オ 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	858,007千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	1,025千円
支給実績(21年度決算)	847,622千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	1,026千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政 職の制度 と異なる 内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人 当たり平均支 給年額 (22年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	同じ		55,292千円	215,100円

	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000 円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500 円 ・配偶者がいない場合そのうち 1人 11,000 円 ・満 16 歳に達する年度の初めから満 22 歳の年度末までの子 1 人につき 5,000 円加算 				
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ○借家・借間に居住する場合 ・支給対象者 自ら居住するため借り受け月額 12,000 円を超える家賃・間代を支払っている職員 ・全額支給限度額 13,000 円 ・2 分の 1 加算限度額 17,000 円 ・最高支給限度額 30,000 円 ○単身赴任中の留守宅の場合 ・支給対象者 単身赴任手当を受給している者で配偶者等が居住するため借り受け月額 12,000 円を超える家賃・間代を支払っている職員 ・借家・借間に居住する場合の 2 分の 1 の額 	同じ		87,002 千円	221,900 円
通勤手当	<p>通勤のため交通機関等や自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。</p> <p>交通機関等利用者の 1 か月当たり最高支給限度額 75,000 円</p> <p>交通用具使用者の算出方法 距離に応じた基準額 (2,000 円～5,800 円) + 加算額 (3 km を超える 1 km につき 175 円～570 円)</p>	同じ		84,654 千円	111,400 円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員のうち、静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与に関する規程で指定する職を占める職員に対し支給する。</p> <p>月額：給料表、職務の級、職の区分に応じ定める額</p>	同じ		18,675 千円	1,098,500 円

休日勤務手当	静岡県がんセンター局職員就業規程に規定する休日において定められた正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に支給する。 1時間当たりの支給額：勤務1時間当たりの給与額×135/100	同じ		59,945千円	106,900円
初任給調整手当	医学、科学技術その他の専門的知識を必要とし、かつ、採用困難あるいは採用に特別の事情があると認められる職員に支給する。 月額：16,900円～410,900円	同じ		417,682千円	3,140,500円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給する。 月額：月額23,000円+交通距離の区分に応じた加算額	同じ		2,581千円	368,700円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時～翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給する。 1時間当たりの支給額：勤務1時間当たりの給与額×25/100	同じ		56,738千円	142,900円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給する。 1回当たり：2,000円～20,000円	異なる	1回当たり：4,200円～7,200円	38,397千円	163,400円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給する。 1回当たり：3,000円～12,000円	同じ		750千円	57,700円